

【令和7年度 政策・調整会議】

件 名：川崎市循環型社会形成推進計画（案）の策定について
日 時：令和7年11月14日（金）13：00～13：04
場 所：本庁舎7階特別会議室

●付議理由

計画の策定（平成28年3月）から約9年が経過し、国では循環経済への移行を国家戦略として位置づけるなど、脱炭素化をはじめとする社会環境が大きく変化している。こうした状況を踏まえ、より一層の資源循環の推進に向けて計画を策定するため。

●付議概要

「川崎市循環型社会形成推進計画」（案）を策定する。

※一般廃棄物と産業廃棄物の施策を統合した計画とし食品ロス削減推進計画としても位置付ける。

<案>

1 現状と課題

（1）一般廃棄物

計画目標：1人1日あたりのごみ排出量、ごみ焼却量は前倒し達成。

（2）産業廃棄物

計画目標：排出量、再生利用率、廃プラスチック再生利用率は前倒し達成。

最終処分量は目標未達成だが今後減少傾向の見込み。

（3）廃棄物を取り巻く環境全般

脱炭素社会、循環経済への移行、超高齢社会、災害等への一層の対応が求められている。

2 目標（2037年度）※基準年度は一廃2024年度、産廃2023年度

（1）1人1日あたりのごみ排出量（一廃）：793g →712g [-1割]

（2）ごみ焼却量（一廃）：31.5万t →26.6万t [-5万t]

（3）プラスチック資源分別率（一廃）：33% →60% [約2倍]

（4）産業廃棄物再生利用率（産廃）：34% →34% [維持]

（5）廃プラスチック類再生利用率（産廃）：71% →83% [+1割]

3 重点的に取り組むべき事業（今後4年間の事業）

（1）循環経済の促進に向けた素材・製品の水平リサイクル等

（2）プラスチック資源等の分別率向上

（3）回収手法の多様化によるリユース・リサイクルの強化

（4）事業者と連携した食品ロス（食品廃棄物）削減の推進

（5）収集・処理体制の脱炭素化の推進

（6）災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保

（7）ふれあい収集や一時多量ごみ制度等の充実強化

●結論

案のとおり了承。